言論の自由を脅威する
過激社會運動取締法案には 徹頭徹尾反對する
末弘博士の口演要旨

昨夜午後六時から神田青年會館に於て開かれた中央法律新聞主催の過激社會運動取締法案批判講演會の席上法學博士末弘嚴太郎氏の試みられた演説の大要は左の如くである

目下議會に於て審議されて居る過激社會運動取締法案に對して私は徹頭徹尾反對の意見を發表するものである私は本案を道徳的、功利的、立法的及行政的の四見地から以て如何に其の惡法案であるかを述べたいと思ふ先づ

第一に 道徳的見地

から考察せんに凡そ力を恃む者は力に頼れ易いものである人は少しく力を得れば直ぐ其の力を妄信し其の力を恃んで無理を押しつける併し人性は力[illegible]であつても無理な壓迫は[illegible]さう安々と服從するものでは無い、力の專制が一度人性の堪え得べき最大限度を超ゆるとき必ず其所に反抗が生れる而して其の反抗を抑壓すべき途は平和な手段か與へられないときは力を以て力に替へむとする[illegible]生れるものは必然である[illegible]は昨秋以來一度の[illegible]までも其の[illegible]い悲劇を見せつけられて居るでは無いか、私は[illegible]當局者が此法案を一見して驚嘆した、力を恃む人々の爲に驚嘆したのであるつい此の間まで思想は思想を以て戰ふべしと言ひてゐた當局者は今や終に力を以て思想と戰はんと努めたのである併し當局者の恐れてゐる思想は彼等の恃む力を以て容易に

抑壓し得る 程度のものであらうか、成程力は人を監禁し人を殺すことも出來る併しながら如き向上の魂ははさう安々と亡び去るものではない苟も人間として生れた以上人並の取扱を受けたいと云ふ此位の希望が何處にあらうか然るに從來の爲政者は各種の口實を設けあらゆる手段をめぐらして此希望を斥けようとする傾向的に見て、この位な非人道的な企てが何處にあらうか、諸君一昨年巴里の講和會議に於て我國は何を要求したか、人種平等の要望では無かつたか人に爲りたい叫聲では無かつたか、私は今此の法案を提出した當路者に言ひたい諸君は外に向つて人になりたいと叫んだゞあるか然らば無産者の人になりたい希望に對して一切の區別我執を去つて同情を持つて彼等人らしい希望を聽くだけの雅量がなければならぬ

第二に 功利的見地

から本案の惡なる所以を述べて見たい、諸君は彼の鐵血宰相ビスマルクが其の力を恃んだ擧句千八百七十八年に制定した社會主義者鎭壓法が如何なる運命に陷つたかを熟知せらるゝであらう彼は當時漸く頭を擡げ來つた社會主義者を撲滅し去らんとして凡ゆる智と力とを揮ひ初めに先づ社會主義者の撲滅を企て、[illegible]は千八百七十七年の總選擧に社會黨が十二名の議員を出したのに驚き翌七十八年五月皇帝がホーデルの爲に狙撃されたのを口實としてビスマルクは[illegible]社會主義者鎭壓法案を提出したが議會は直に之を否決した然るに翌六月皇帝は再びノビリングなるものゝ爲に狙撃されたので此機に乘じて突如議會を解散し凡ゆる選擧干涉を行つて新議會を召集し辛くも彼の法案が成立されたのである是に於てかビスマルクは新法の力によつて一切の結社集會を解散し新聞紙を禁止し主動者を監禁したかくて外觀上社會黨は全く之を鎭壓し得た如く見えたが事實は全くそれに反して、否却つて

勢力を增し 社會黨の勢力は日に月に增大し此法律施行後十二年の後には遂に施行前の三倍に百四十二万七千の投票が彼等の爲めに投ぜられ此法律は遂に自然消滅となり彼も亦失脚し斯くして力は遂に破れたのであるビスマルクの法律と我法案とは頗る似通つた點があるが彼は我に比して遙かに寛大である殊に刑罰の如きは我の懲役五年以下乃至十年以下なるに反し彼は千マルク以下の罰金又は六箇月以下の禁錮を課したに過ぎぬ又彼の罰せんとしたのは集會結社印刷物等全く具體的の事實であるに反し我は漫に宣傳と言ふ極めて曖昧な用語によつて一切の行爲否思想其ものをも罰せんとするのである當路者は我が法はヨリ進步であるから必ずや効果が擧らんと思つてゐるかも知れない、けれども[illegible]史上滔々として[illegible]流れて來て人になりたい思想の大河を一片の法律や刑罰によつてせき止め得ると誰か斷言する事が出來るか之をせきとめればせき止めるほど其の反動の大きい事を覺悟せねばならぬ

第三に 立法政策的

見地から之を論じて見たい法は社會の反映である法を立てんとする時は其時代が社會的に法を要[illegible]ならぬ法案に添附された理由書に依れば外國同志と提携して過激主義の宣傳を爲さんとする者が漸次多いと云ふが果して此法案を必要とする程の事實があるであらうか此點に關する政府の說明によれば其意味である過激主義が新聞紙によつて知り得た事實によると外國の同志云々に當てはまるものは近藤榮藏事件唯一つである若しさうならば何故に法案は其主旨を明瞭に規定しないのだらうか然らずして無政府主義共產主義其他に關し朝憲を紊亂する事項を宣傳し又は宣傳せむとしたる者或は社會の根本組織を[illegible]云ふが如き曖昧な

廣汎な文字 を使用してるのは當局者自らが既に法案の目的なりと稱してゐる所を著しく逸脱したものと言はねばならぬ刑は以て刑なきを期するが刑罰法令の理想でなければならぬ此故に刑罰法令の用語は特に明瞭でなければならぬ曖昧な文字を以て刑罰の標準とするのは恰も徒らに陷穽を設けて人を陷れるものである若し人の行爲を法に從はせんと欲するならば明に[illegible]の所在を示し[illegible]を明瞭にして置かないか然るに當局は本案を立案するに當つて殊更に曖昧なる文字を羅列して如何なるものをも網羅し得るやうに誤認してる所の如き點は以て刑なきを期するのでなく却つて大に刑せんとするものであつて立法政策上決して當を得たものと言ふ事は出來ぬ

最後に 行政々策の

見地から一言せん凡そ國家の目的は[illegible]ある事は事實である併し之に拘泥しすぎたのは舊時代の警察的國家であつて近代の國家は福祉的國家でなければならぬ如何に國家を開發し進化せしむべきかは學者先覺者の思想に俟たねばならぬ世界の現狀は何うであるか我國の立場は如何になつてゐるか苟くも世界の進運に遲れざらむ眞に發展ある創造的國家を建設せんとするには最も進步した思想に聽從しなければならぬ之が爲には言論の自由は最も尊重せねばならぬ私は言論の自由を抑壓せんとする本案に對し眞に國家人民の將來を思ふ念慮から以上の忠言を呈する次第である

附言 過激社會運動取締法案に關する末弘博士の所見は「過激社會運動取締法案批判」と題し執筆され既に本社に寄せられてあります目下掲載中の牧野博士の「過激運動取締法案に就て」が完結次第掲載することになつて居ります

斯く斯くの罪は罰せられる
山内司法次官の過激運動取締法案說明

近來外國の社會主義者ご聯絡を取り我國體の基礎を破壞せむとを企圖するの徒漸く增加し而も其運動方法巧妙にして現行の法律の缺點に乘じ頻りに運動を爲すが爲め之を取締るの方法に於て缺如するは勿論外國より注入する資金[illegible]なるが爲運動者漸く組織的と爲り此儘放任するの危險なるは言を俟たざる所である本案は

第一條○ 無政府主義とあるは國家の存在を否認するの主義共產主義とあるは財產の私有制度を否認し社會の秩序を破却せむとする者にして以て國憲を紊亂し國體の基礎を破壞せむとするもので本條は此等の主義の主張に因り我國體又は政體を紊亂せむとを企て之が宣傳し又は政體を變更せむとする者其他之に類似する過激主義により我國憲を紊亂すべき事項を宣傳し又は宣傳せむとする者を取締らむとするものである所謂此等の主義・團體の宣傳にして我國憲を紊亂すべき事項の宣傳こそ本條に於て處罰すべき行爲にして其の國憲紊亂に關せざるものは本條の關する所ではない第一條に於て宣傳と稱するは不特定の多數者に對する勸誘にして單に[illegible]等の主義に就き論説又は意見を開陳して論議するのみにては罪とするに足らず多衆を勸誘して其主義に入れむとする場合に於て始めて宣傳罪を構成する第一條第二項は朝憲紊亂の事項の實行を特定人に對して勸誘する場合に於て第一項と同樣の罰を加ふるものである

第一條 は朝憲紊亂の事項を實行する目的を以てする者は勿論之を宣傳せむ目的を以て結社集會又は多衆運動を爲す者に至りては其の國家社會を害すること極めて大なるものにして第二條は之に重刑を科するのである

第二條 は暴動脅迫其他の不正手段に依りて社會の根本組織を變革せむとすることを宣傳し又は宣傳せむとする者は[illegible]至るの必要あり社會の根本組織の變革の宣傳は國家を紊亂せざる程度に於ける共產主義の運動の如き又は女子を私有すべからずと謂ふが如き我國の社會組織の根底と相容れざる主義の宣傳の如き皆さうである

第四條 は本案前三條の犯罪の從犯たるべきものなる金品を供與するが如き方法は過激運動を促進する所以勘からず斯る手段にして外國主義者の運動は主として此途に在り故に本條は我國家及社會組織の維持に害ある行爲として本條之を正犯と同一の刑に處す又第五條は過ちて犯す者を罰するは刑法總則に比し一層其範圍を擴張せんとするのである

第六條 は本法の罪は國外に於て犯されたる場合に於ても本法に依り處罰すべきことを明かにするものにして極めて重要なる規定である

附りに一言すべきは本法の罪は刑法の刑期を適用すべき犯罪たると同時に[illegible]に限つて之が適用を新聞紙法出版法等の[illegible]